

# 外郭団体見直し基本方針（改訂版）

平成25年3月

茅ヶ崎市

## 目 次

1 基本方針改訂の目的 .....	1
2 これまでの取り組みに係る検証 .....	2
3 対象とする外郭団体 .....	3
4 見直しの視点 .....	5
5 見直しの方向 .....	6
6 外郭団体の改革方針 .....	8
7 改革の推進体制 .....	11

## 1 基本方針改訂の目的

これまで、本市は、その時代における社会情勢を踏まえ、新たな政策展開や重点課題を実現するために、市が直接事業を実施するよりも外部組織に委ねた方がより効率的・効果的である等の理由から外郭団体（出資及び財政支援等団体）を設置してきた。

市として期待する外郭団体の役割や改善の方針を明らかにするため、平成19年8月に「外郭団体見直し基本方針」を策定し、平成20年度から24年度までの5ヵ年を「新たな経営改革の集中期間」と位置付け、外郭団体自身は基本方針に定められた方向性に基づき取り組みを行い、本市は適切な関与を実施してきた。

外郭団体は、これまでも機動性、効率性の観点から行政ではカバーしきれない分野において、市と連携をしながら行政サービスを補完・支援する役割を担うだけでなく、社会福祉事業や文化振興の推進、高齢者の就業機会の創出、公共施設の維持管理など、様々な分野での専門性の確保やノウハウの蓄積に努め、行政サービスの充実・拡充の役割を果たしてきた。

しかし、社会情勢の変化等により、外郭団体の設置目的であった事業自体に民間事業者等が参入するケースが出てきている。

指定管理者制度の導入及び進展をはじめとする公共サービスにおける民間委託化の範囲の拡大や、平成20年12月には公益法人制度改革3法（※）が施行され、外郭団体は公益に果たす自らの役割及び存在意義を再認識し、効率的かつ効果的な行政サービスの提供に努めるよう、より一層の改革に取り組むことが求められている。

本市においては、平成20年2月に「茅ヶ崎市第3次行政改革大綱」を策定し、「多様な主体との協働による質の高い行政経営の実現」を目標として掲げ、市が担う役割を重点化し、簡素で効率的な行政運営体制の構築を行ってきた。また、平成24年2月には「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定し、すべての事業において、民間団体や民間事業者に委ねることで、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについては、積極的に民間に委ねることを基本とした上で、民間団体、民間事業者、行政の役割分担を最適化し、相互の関係性を変化させていくことを通じて効率的で効果的な行政運営を実現することを理念として掲げた。

これらのことから、事業実施主体の最適化を踏まえ、外郭団体の設立目的等も踏まえた中で、そのあり方を改めて見直す必要があると言える。

この「外郭団体見直し基本方針（改訂版）」は、これまでの本市ならびに外郭団体の取り組みを踏まえ、本市の外郭団体の存続・廃止等の方向性を明確にするとともに、外郭団体の自立に向け、これまで以上のより一層の効率的・効果的な経営体制を確立するための取組の内容を示すとともに、市としての外郭団体への関与のあり方について明らかにするものである。

### ※公益法人制度改革3法

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」をいう。

## 2 これまでの取り組みに係る検証

平成19年8月に策定された「外郭団体見直し基本方針」では、対象とする団体を「財団法人茅ヶ崎市都市施設公社」、「財団法人茅ヶ崎市文化振興財団」及び「社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団」の3団体とした。

また、見直しの視点として、必要性・効率性・自立性といった3つの視点を踏まえ、その見直しの方向性として、(1)外郭団体の統廃合、(2)事業のあり方、(3)公的支援のあり方を位置付けた。

平成20年には、「外郭3団体の改革の取り組みに関する報告書」を策定し、各団体が理事・評議員定数の見直し、固有職員の退職不補充等の取り組みを行っていることを明らかにした。

これまでの主な取り組み結果は次のとおりとなる。

見直しの方向性	主な取り組み事項
(1)外郭団体の統廃合	平成24年3月31日付で財団法人茅ヶ崎市都市施設公社を解散し、駐輪場・駐車場施設の管理運営事業を「公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター」へ、スポーツ関連施設の管理運営事業を「財団法人茅ヶ崎市文化振興財団」へ移行した。「財団法人茅ヶ崎市文化振興財団」は、平成24年4月1日付で「財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団」に名称を改めた。
(2)事業のあり方	財団法人茅ヶ崎市都市施設公社では、平成22年度に利用者の利便性向上を踏まえ、総合体育館及び市体育館における利用料金受付時間を午後5時から8時までに延長した。 財団法人茅ヶ崎市文化振興財団では、平成21年度より利便性の向上とチケット販売手数料の増収に取り組み、次世代を担う子ども向けの事業資金に充当した。 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団では、平成24年度より児童発達支援センターへ移行し、事業量が増加したにもかかわらず、現行の組織体制を維持し、効率的に事務を執行した。
(3)公的支援のあり方	人的支援の見直しについては、財団法人茅ヶ崎市都市施設公社の解散・移行に伴い、事務局長及び総務課長のポストを削減した。 財政的支援の見直しについては、財団法人茅ヶ崎市文化振興財団における自主事業補助金等を指定管理料へ振り分けるなど、事業の内容に即した適正な配分を行った。

### 3 対象とする外郭団体

#### (1) 対象団体

本基本方針において見直しの対象とする「外郭団体」は、市が100%出資している、または財政的支援等を行っている次の4団体とする。

市が財政的支援等を行っている団体については、支援を行っているだけでなく、本市の公の施設の管理運営も担い、市の施策と密接に関連した2団体を対象とした。

#### ①市が100%出資している団体

団体名	出資額(円)
財団法人 茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	30,000万
社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉事業団	300万

(注) 各団体の支援額(補助金等の額をいう)(平成23年度決算額)は次のとおりとなる。

・財団法人茅ヶ崎市文化振興財団: 5,323万

※財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団については、平成23年度末においては財団法人茅ヶ崎市文化振興財団ならびに財団法人茅ヶ崎市都市施設公社の2団体であり、財団法人茅ヶ崎市都市施設公社については支援額はゼロであった。また、平成25年4月から公益財団法人へ移行予定となる。

・社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団も支援額はゼロとなる。

#### ②市が財政的支援等を行っている団体

団体名	支援額(円)
公益社団法人 茅ヶ崎市シルバー人材センター	2,866万
社会福祉法人 茅ヶ崎市社会福祉協議会	9,313万

(注) 各団体の支援額(補助金等の額をいう)は、平成23年度決算額。

※支援額(補助金等の額をいう)には指定管理料は含まれない。

※なお、財団法人茅ヶ崎市学校建設公社については、平成24年度をもって解散予定であり、茅ヶ崎市土地開発公社については、今後のあり方等について別途検討を行う予定であるため、今回の対象からは除外する。

(2) 対象団体の設立目的等

項番	団体名	設立目的等
1	財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団	文化芸術活動やスポーツ活動の振興を図るための事業を行い、茅ヶ崎市民が心豊かで潤いのある市民生活を送り、健やかで活力ある地域の形成と発展に寄与することを目的として、平成8年4月に設立された財団法人茅ヶ崎市文化振興財団が昭和57年2月に設立された財団法人茅ヶ崎市都市施設公社のスポーツ関連施設の管理運営事業を吸収し平成24年4月に名称変更。
2	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団	茅ヶ崎市の社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の増進に寄与することを目的として平成5年3月に設立。
3	公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センター	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、高齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、もって高齢者の能力を生かした活力ある地域づくりに寄与することを目的に平成2年10月に設立。 平成24年度には公益社団法人へ移行した。
4	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会	昭和26年4月に市民参加による民間の自主的な団体として発足し、昭和54年2月1日に社会福祉事業法（現社会福祉法）に基づき法人化した。社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、定款においても、茅ヶ崎市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、社会福祉の推進を図ることを目的とすると定められている。

## 4 見直しの視点

### (1) 必要性

外郭団体は、これまで行政機能の補完、代替、支援といった観点から、重要な役割を果たしてきた。その一方で、社会情勢の変化や公民連携の推進に伴い、設立当初の事業目的が既に達成されている場合又は市民ニーズの変化により事業実施の必要性が低下している場合がある。改めて設立時の目的や背景など、外郭団体の必要性や役割の再検討、事業の見直しを検証する。

### (2) 効率性

外郭団体は、市民ニーズへの迅速・効率・柔軟な対応という観点から、これまでも最少の経費で最大の効果をあげるよう努力してきた。その一方で、指定管理者制度の導入の観点からは、市民の視点で良質のサービスを効率的かつ継続的に提供できる主体であるか検証するとともに、市が直接事業を実施するよりも優位性があるかどうかについて検討する。

### (3) 自立性

外郭団体は、独自性の発揮という点から、市と対等の団体として市への依存度をできる限りなくし、自己責任に基づく経営が基本原則であることを踏まえ、外郭団体が自主的に経営改善等に取り組んでいるか検証する。

また、公益法人制度改革を踏まえ、自らの設置目的に鑑み、その目的の範囲内で適切な公益事業の実施についても取り組んでいくか検証する。

## 5 見直しの方向

### (1) 外郭団体の統廃合

市民サービスの向上を図るとともに、経営基盤の強化、社会経済情勢の変化に伴う市民ニーズへの対応等の観点から、団体のあり方について次の基準により常に見直すことにより、廃止又は統合の検討を進めることとする。

- ①外郭団体の設立当初の事業目的が達成されているもの又は設立意義が薄れているもの
- ②類似の機能を持つ外郭団体と統合することにより、組織体制の簡素化や合理化、事業の統廃合が期待出来るもの
- ③団体の経営状態が著しく悪化しているもの又は事業を実施する必要性が低下したものの

### (2) 事業のあり方

外郭団体の設立目的に立ち返り、現在、実施している事業の必要性の検証を行うとともに、市と外郭団体の役割分担を明確にする。市も各事業における事業実施主体の最適化を常に意識し、外郭団体が担えるものについては積極的に事業を移管することとする。

また、専門性等の観点から外郭団体が担うメリットが少ない場合には、効率的に質の高い公共サービスを提供できる別の主体を検討する。

### (3) 公的支援のあり方

外郭団体の自立性を高めるため、現在、市が実施している人的・財政的支援等の見直しを検討する。

#### ① 人的支援の見直し

これまで、外郭団体と調整を図る中で、経営支援や指導の観点から行ってきた指定職員（市退職者）の事務局長等のポストへの配置については、固有職員（外郭団体が独自に採用した職員）が能力をより発揮でき、自立性と責任をもって業務を行える環境を整える必要がある。しかしながら、現状では団体の経営改善のために指定職員の一定の関与・指導が必要なことから、中長期的な視点で廃止も含めた体制を検討する。

#### ② 財政的支援の見直し

市の財政支出について、外郭団体の運営費に対する補助（補助金）、自主事業に対する補助（補助金）、事業委託（委託料）の区分を明確にするとともに、各事業内容等の精査を行い経費の見直しを検討する。厳しい財政事情の中、財政支出については費用対効果の観点から常に見直しを行うこととする。

また、市委託事業における外郭団体の活用は、各団体が保有する経営資源を活用し、効率的・効果的なサービスの提供等が図られる場合や関係法令に基づく場合に限ることとする。



#### (4) 活性化に向けた環境整備

外郭団体においては、自らの経営資源を効率的・効果的に利用し、その設立目的を考慮に入れながら市民からの新たなニーズに適切に応えていくためには、活性化を図ることが求められる。

団体の活性化に向けて、各外郭団体は自ら経営目標を明確にした上で、経営計画の策定や事業の評価等の取り組み、団体運営に関する情報を積極的に公表するとともに、本市は団体の自主性・自立性を尊重しつつ、適切な指導・監督を行うこととする。

#### (5) 指定管理者制度への対応

公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする地方自治法の改正が平成15年に施行され、その後の改正により民間事業者等を指定して施設の管理運営を行わせることができるようになってきている。

本市では、「指定管理者制度導入に対する基本的考え方」を平成17年に策定し、その後数度の見直しを行いながら、指定管理者制度を導入する施設については、原則として公募によって指定管理者を選定することとし、公の施設のサービス向上や管理経費の縮減を図っている。

また、平成24年には「公民連携推進のための基本的な考え方」を策定し、「行政自らが管理を行う合理的な理由がある」、「指定管理者として適切な団体が存在しない」等の事由に該当する場合を除き、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者の選定にあたっては、「非公募により指定管理者を選定する理由」に該当するなど、明確な理由がない限り、公募によるものと位置付けた。

そのため、本市の施設の管理運営を受託してきた団体は、民間事業者等との競争が想定される中で、今後も継続して指定管理者として選定されるためには、その前提として各外郭団体のこれまでの実績や取組姿勢に加えて、団体固有の特性や利点を生かして経営基盤を強化する必要がある。

## 6 外郭団体の改革方針

外郭団体を取り巻く社会情勢の変化の中で、外郭団体の存在意義や設立目的の達成状況、事業実績、主要な事業の将来性、市の施策との整合性等を踏まえ、市として期待する外郭団体の役割や改善の方針を定めることとする。

なお、各団体に要請する基本的項目は次のとおりとする。各団体においては、法人固有の状況等を踏まえながら、各項目に取り組んでいくこととする。

### ①効率的・効果的な運営

収入面の取組強化や経費削減を徹底し、市民のニーズを反映した事業運営を行うとともに、各外郭団体は自主的な事業の点検を行い、より良い団体運営に努めることとする。

### ②財政基盤の強化

本市からの補助金や委託料等に過度に依存することなく、自立した団体運営、安定的な事業実施ならびにサービスの提供を行うことができるよう、収入に係る事業の充実を図り、自主財源の確保に努めることとする。

### ③職員数及び給与の適正化

外郭団体の職員については、各団体の業務量に応じて適切に採用するほか、厳しい財政事情を踏まえ、職員数の適正化を図ることとする。

そうした中、各団体においては、新たな課題に的確に対応できる職員の育成に努めることとする。

また、給与制度についても、経営状況や他団体の状況等を考慮しながら、給与制度のあり方や各種手当の見直しを図っていくものとする。

### ④経営計画並びに経営報告書の作成及び積極的な情報公開

外郭団体は、行政機能の補完、代替、支援といった役割を担ってきたが、その運営には市の財政支出も含まれていることから、団体の事業や経営状況等については積極的な情報公開を行い、透明性の確保に努めることとする。

そのため、社会経済情勢の動向等を的確に捉えた上で、各外郭団体の使命・役割及びあるべき姿を明確にし、概ね3年間に取り組む具体的な事項を経営計画に定めるものとする。既に同様の計画を策定し、運用している団体にあっては、引き続き適正な経営に取り組むこととする。

また、各年度終了後には、経営計画に位置付けた取り組み事項の実績及び進捗状況について、経営報告書を作成し、公表することとする。

・財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の改革方針

改革の方針	
<p>文化振興については、市と文化・スポーツ振興財団の役割を明確にし、財団がその専門性を生かし実施することが望ましい事業は積極的に財団に担わせることとし、更なる自立性や専門性の向上を図るものとする。</p> <p>そのため、文化事業における事業実施主体及び事業内容の見直しを図り、財団が担うべき業務のあり方を検討することとする。</p> <p>平成24年度にスタートした茅ヶ崎市文化生涯学習プランの推進に向けて、積極的な事業の拡大を図り、幅広い文化事業を展開するとともに、市民の多様な文化創造活動や交流活動を支援し、豊かな地域文化の形成に寄与するよう指導する</p> <p>また、スポーツ振興については、平成23年度にスタートした茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画の推進に向けて、施設利用者がより利用しやすいよう、かつスポーツ教室等の市民のスポーツ活動を広くサポートする事業に重点を置いて取り組むよう指導する。</p> <p>なお、市民の視点を持った良質なサービス提供を効率的かつ継続的に行える主体であるか、自主的な経営改善に取り組んでいるか検証を行うこととする。</p> <p>指定管理業務については、現行の指定管理期間が平成26年度または平成27年度を終期とする中で、制度改正や社会情勢といった環境変化等を考慮した適切な業務が行われているか、モニタリング等を通じて引き続き指導監督に努める。</p>	

・財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の改革スケジュール

項番	主な取り組み事項	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
1	財団が担うべき業務のあり方の検討	←→											
2	財団が担うべき業務の決定			←→									
3	見直し後の文化事業の推進					←→							
4	スポーツ施設の効率的運営とスポーツ事業に対する指導	←→											

・社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団の改革方針

<b>改革の方針</b>	
<p>社会福祉事業団との定期的な意見調整により、役割や事業の内容等について検証を行うとともに、これまでの実績や信頼など、法人の特徴や強みを活かした経営改善策を検討する。</p> <p>指定管理業務については、サービスの向上や管理経費の縮減と、市民ニーズに適応した事業の展開による自主財源の確保を図り、効率的な運営と財政基盤が強化されるよう引き続き指導するとともに、現行の指定管理期間が平成27年度を終期とする中で、制度改正や社会情勢といった環境変化等を考慮した適切な業務が行われているか、モニタリング等を通じて引き続き指導監督に努める。</p> <p>また、指定管理者選定にあたっては、さらなるサービス内容の改善等を行うなど組織の体質強化を図る。</p> <p>なお、引き続き長期的な視点で、設立目的や業務内容など、類似団体や事業領域に関連性がある団体との統廃合も視野に入れて検討する。</p>	

・社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉事業団の改革スケジュール

項番	主な取り組み事項	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
1	役割や事業内容の検証	←→											
2	効率的な運営と財政基盤の強化	←→											
3	組織の体質強化			←→									

・公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターの改革方針

<b>改革の方針</b>	
<p>高年齢者の福祉や地域社会へ貢献する公益法人として、5ケ年の中期事業計画（平成24年度～平成28年度）を基本に、これまでに培った知識・経験を生かし、引き続き高年齢者の就業機会の拡大と会員確保の促進に努めるとともに、事務局業務の効率化や事業の推進による財政基盤の強化を図り、組織機能の健全性の維持、事務事業の見直しによる事業の最適化を行っていく。</p> <p>指定管理業務については、現行の指定管理期間が平成27年度を終期とする中で、制度改正や社会情勢といった環境変化等を考慮した適切な業務が行われているか、モニタリング等を通じて引き続き指導監督に努める。</p> <p>これらの事項を実施し、安定した経営を行うための基盤を強化する。</p>	

・公益社団法人茅ヶ崎市シルバー人材センターの改革スケジュール

項番	主な取り組み事項	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
1	会員確保の促進と就業機会の拡大	←————→											
2	事業及び管理の効率的運営	←————→											
3	中期事業計画の着実な達成	←————→											



## 7 改革の推進体制

### (1) 取り組み期間

本基本方針に基づく取り組み期間は、平成25年度から平成30年度とする。

### (2) 所管課による指導監督

各外郭団体の所管課は、それぞれの自主性や自立性を尊重しつつ、外郭団体を活用する際は、設立目的と実施事業とを照合し、事業の検証と評価を行うとともに、各外郭団体が課題を抱える場合には、解決できるよう指導監督を徹底するとともに、所管課は各団体の経営監督責任を有することを自覚し、団体の経営状況等を把握し、適切な指導を適宜行うこととする。

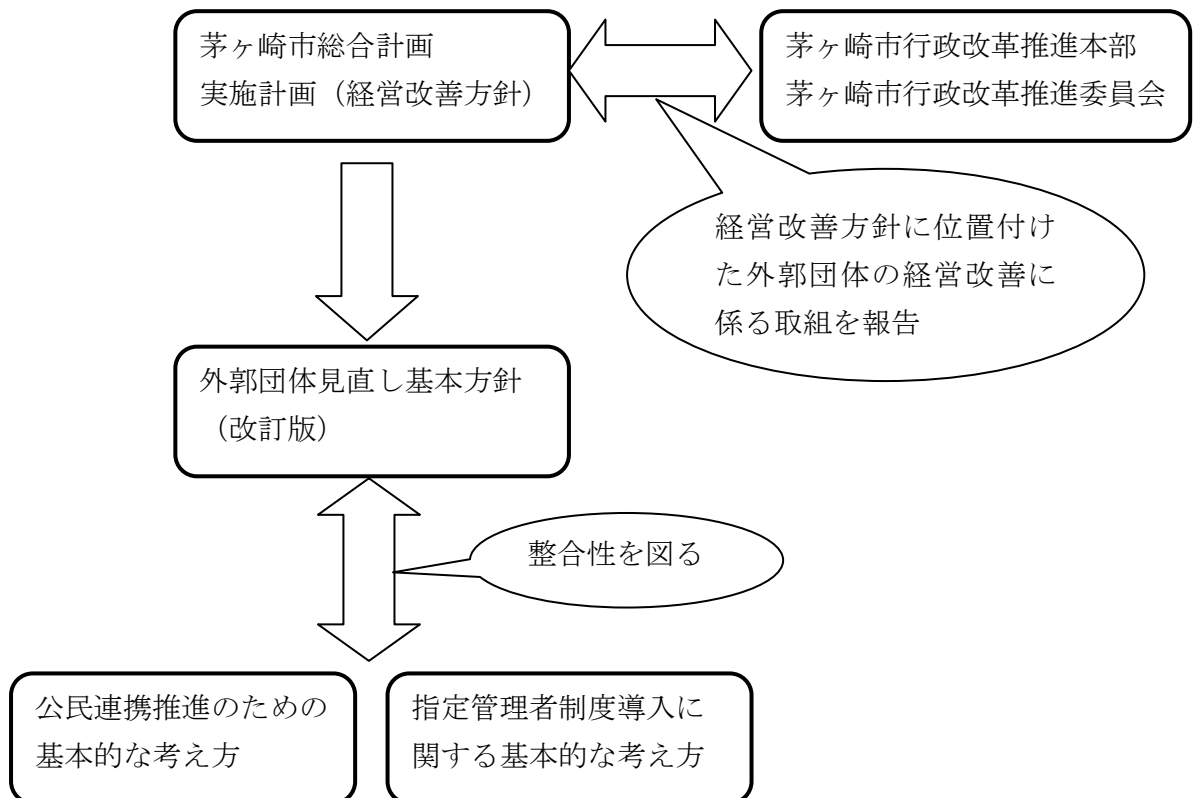
### (3) 進行管理

本基本方針に基づく改革の具体的な取り組み事項の進行管理は、本市の取り組みについては、茅ヶ崎市総合計画第2次及び第3次実施計画に定められた経営改善方針に係る外郭団体の経営改善に位置付けられた施策について、茅ヶ崎市行政改革推進本部や茅ヶ崎市行政改革推進委員会に報告するものとする。

また、各団体における経営改善の視点の標準化等を図るため、これまで所管課にて行ってきた情報交換の場を庁内連絡会議と改め、定期的を開催することでさらなる情報共有を図るものとする。

なお、各外郭団体については、概ね3年間ごとに経営計画を作成し、個別具体的な取り組みを明確にするとともに、年度終了後には経営報告書を作成し、透明性の確保に努める。

### (4) 諸計画等との関連性



茅ヶ崎市外郭団体見直し基本方針（改訂版）

平成25年（2013年）3月発行

第1刷100部

発行 茅ヶ崎市

編集 企画部企画経営課企画経営担当

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

FAX 0467-87-8118

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

メールアドレス [kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp](mailto:kikaku@city.chigasaki.kanagawa.jp)

